平成十九年度	○・○八一
平成二十年度	○・○六六
平成二十一年度	○・○五三
平成二十二年度	○・○四一
平成二十三年度	○・○三一
平成二十四年度	○・○二四
平成二十五年度	○・○一八
平成二十六年度	○・○一四
平成二十七年度	○・○一三
平成二十八年度	○・○一二
平成二十九年度	○・○一一
平成三十年度	○・○一〇
令和元年度	○・○〇九
令和二年度	○・○〇八
令和三年度	○・○〇六

平成十九年度	○・○七四
平成二十年度	○・○五九
平成二十一年度	○・○四七
平成二十二年度	○・○三四
平成二十三年度	○・○二五
平成二十四年度	○・○一八
平成二十五年度	○・○一二
平成二十六年度	○・○〇八
平成二十七年度	○・○〇七
平成二十八年度	○・○〇六
平成二十九年度	○・○〇五
平成三十年度	○・○〇四
令和元年度	○・○〇三
令和二年度	○・○〇二
（新設）	（新設）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十九条第一項、第七十四条第一項及び同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（障害者作業施設設置等助成金）	（障害者作業施設設置等助成金）
第十七条の二　障害者作業施設設置等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。	**第十七条の二**　障害者作業施設設置等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。
一　障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者に限る。以下この項、第十八条の二第一項、第十九条の二第一項第一号の二ロ及び同項第二号ホからトまでにおいて同じ。）を労働者として雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事業主であつて、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要な施設又は設備の設置又は整備を行うもの（当該障害者の雇入れ又は継続雇用のため、当該設置又は整備が必要であると機構が認めるものに限る。）	一　障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者に限る。第十九条の二（第一項第一号の二ロ及び第二号ホからトまでを除く。）及び第二十条の二を除き、以下第二十三条の二までにおいて同じ。）を労働者として雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事業主であつて、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要な施設又は設備の設置又は整備を行うもの（当該障害者の雇入れ又は継続雇用のため、当該設置又は整備が必要であると機構が認めるものに限る。）
二　（略）	二　（略）
2　（略）	2　（略）